

経済成長期における資産再評価制度の機能に関する考察

The Function of Asset Revaluation System during the High-growth Economy

経営学部現代経営学科

姜 周亨

JUHYUNG, Kang

Department of Contemporary Business

Faculty of Business Administration

Abstract : This paper analyzes the asset revaluation system to clarify the function of accounting system in the process of pursuing economic development. The asset revaluation system was abolished during the financial crisis in Korea, because of the criticism that the system did not meet international standards. Although the system was superseded, it had applied for 40 years. This paper focuses on the factors how the sub-global-standard system could last for 40 years and tries to find out the reason for that.

As a result of the consideration, this paper finds out the asset revaluation system was established in order for its three functions as follows:

- (1) Mitigating the effect of high inflation on financial statements: During pursuing economic development the Korean economy was experiencing the continuous and chronic high inflation. The system was applied to supplement the shortcomings of cost accounting in the high inflated economy, by expenses reflecting the price increase and eliminating the fictitious profits.
- (2) Supplementing the shortage of capital: During the period of high economic growth, the Korean government made economic plans and needed companies to implement the plans. However, being suffered for the shortage of capital, the government intended to encourage companies to invest into facilities with the internal reserves extracted by the asset revaluation (i.e. the self-financing effect).
- (3) Lowering the high leverage ratio: In 1960s and 1970s, the capital market did not develop enough to fund, so Korean firms had to procure capital from the bank. The revaluation system contributed to lower the leverage ratio by incorporating revaluation reserve fund into equity capital.

キーワード：資産再評価，会計制度，負債比率，自己金融効果

I はじめに

本稿では、会計制度改革時に廃止または改正された会計制度¹のうち、「国際的な会計水準を満たさない韓国特有な会計処理」（会計制度特別委員会 [1998]）であると指摘され廃止された資産再評価制度を題材に、金融危機以前の韓国会計制度の分析を試みる。韓国の資産再評価制度は、資産再評価法に依拠して長期間にわたって（1958年から2000年まで）適用されてきた。一般に、資産再評価は「著しい価格上昇に直面した場合に現れる原価主義会計の限界を認識し、それ

を補整するためにとられた一時的な対応措置」（森田 [1979] 2頁）であるとされる。すなわち、通説的な会計理論からすれば、資産再評価は例外的でかつ一時的に適用される会計処理であり、数十年間にわたって適用されるような会計ではない。例えば日本においても、世界第2次大戦後の急激なインフレによる影響を緩和するために資産再評価制度が実施されていたが、すべては時限的な措置にとどまった。

では、なぜ韓国では資産再評価制度がおおよそ40年間にわたり適用され続けたのだろうか。会計制度や会計実務の国別相違について分析した徳賀 [2000] によ

れば、「会計制度が一定の経済社会において生成され（あるいは外国から導入され）今日まで存続している」とすれば、当該会計制度の存続は、他の法制度等と同様に、経済社会において経済社会が会計に期待する何らかの役割を果たしていることによる」（徳賀 [2000] 108-109頁）ものである。本稿では、かかる指摘を前提としながら、資産再評価制度が韓国経済においてどのような役割を果たしていたのか、また、それがなぜ必要であったのか（必要性の側面）、なぜ制度として定着できたのか（可能性の側面）について環境要因から分析する。かかる分析を通じて、経済発展過程において会計制度の果たす機能を明らかにすることを本稿の目的とする。

II 資産再評価制度の意義と先行研究のレビュー

本節においては、まず、韓国における資産再評価制度の意義および特徴を明確にする。次いで、先行研究のレビューを行い、本稿の位置づけを確認する。

1 資産再評価制度の意義

韓国における資産再評価法は、時限法として1958年1月（第1次）と1962年5月（第2次）に制定・施行された後、1965年3月（第3次）に時限を設けずに制定され2000年まで施行された²。以下ではまず、資産再評価法（第3次）による再評価とIAS16号による再評価を比較し、前者の内容と特徴を明確にする。次いで、韓国における資産再評価法の制定目的および会計上の意義について確認する。

1-1 資産再評価制度の確認—IAS16号との比較—

本項では、資産再評価制度の内容・特徴を明確にするため、再評価の実施条件、再評価対象資産および再評価差額の会計処理について、資産再評価法の規定とIAS16号のそれとを比較する。

まず、再評価の実施条件については、資産再評価法では直前の再評価実施日以降、生産者物価指数が25%以上上昇すること³が要件として定められていたが（再評価法38条）、その実施は経営者の判断に委ねられた（任意適用）。それに対し、IAS16号は、会計実務者が会計方針として再評価モデルを選択することによって再評価を実施できるとしており（para. 29）、その実施頻度は有形固定資産項目の公正価値の変動程度に依存することと定めている（para. 34）。

次に、再評価対象資産については、資産再評価法では1983年の改正によって土地などを除く業務用償却資産のみを評価対象としていた（再評価法施行令1条）⁴。また、同法は再評価による評価増のみを認めており、もし再評価対象資産の時価鑑定額⁵が帳簿価額を下回る場合は、当該帳簿価額が再評価額とされた（再評価法施行規則5条）。それに対し、IAS16号では信頼性をもって測定できるすべての有形固定資産が再評価の対象となり（para. 31）、評価増と評価減の両方を容認している（para. 35）。

さらに、再評価差額については、資産再評価法では再評価差額（時価鑑定額－帳簿価額＋減価償却損金否認額）から再評価日1日前の貸借対照表上の繰越欠損金を控除した残額を再評価積立金として積立てることを要請していた（再評価法28条）。それに対し、IAS16号では評価増による差額をその他包括利益とみなし、再評価剰余金として純資産の部に計上しなければならない（para. 39）。また、評価減による差額は損失として計上されるが、当該資産に関する再評価剰余金の貸方残高がある場合は、当該金額の範囲内で再評価減少額をその他包括利益とみなす（para. 40）。

最後に、再評価積立金の処分については、資産再評価法では再評価税の納付、資本金への組入れ、再評価日以降に発生した貸借対照表上の繰越欠損金の補填および外貨換算調整勘定との相殺が容認された（再評価法28条）⁶。それに対しIAS16号は、再評価差額を認識した資産が認識中止になった際に、再評価積立金から利益剰余金へ振り替えることを要請している（para. 41）。

以上、資産再評価法とIAS16号の再評価規定の比較を行った。両者間の大きな相違は次の3つである。1つは、資産再評価法が業務用償却資産のみを再評価対象とした上で評価増のみを認めていた点である。2つ目に、資産再評価法は再評価実施要件のみを定めていたため、その実施は経営者の裁量による部分が大きい制度であった。それに対しIAS16号による再評価は、一旦再評価モデルを採用すれば周期的な実施が求められ、経営者の裁量は制限されていた。3つ目は、再評価積立金の処分に関する規定である。IAS16号が資産の認識中止時に再評価積立金から利益剰余金へ振り替えることを要請しているのに対し、資産再評価法は繰越欠損金と外貨換算調整勘定との相殺、再評価税の納付および資本金組入への処分を容認していた。

1-2 資産再評価制度の目的

資産再評価制度の目的は、「法人および個人の事業用資産を現実に適合するように再評価の実施を通じて、適正な減価償却を可能にし、企業資本の正確を期することによって、経営の合理化を図る」（再評価法1条）ことであった。以下では、資産再評価制度が可能にした「適正な減価償却」について検討する。

減価償却とは、「有形固定資産の取得原価とそれに加算された取得後の資本的支出額を、一定の方法で費用（減価償却費）として配分する〔…〕手続のこと」（醍醐〔2007〕403頁）である。かかる手続きによって算定された減価償却費を売上高に直接的または間接的に反映させることで期間損益が算定される。ただし、企業が有する「資産の中でも長期にわたって企業内に拘束されている営業資産ほど、一般物価水準の変動から受ける影響は大きい」（大日方〔1994〕118頁）ことから、固定資産の取得原価の配分による期間損益の算定は、安定した物価水準を前提にする必要がある。

図表1は、韓国における1960年から2010年までのGDPデフレーター推移を表している。1960年から1970年までは0.92から4.13へ351.5%上昇しており、1970年から1980年までは4.13から24.21へ486.0%上昇している。このように著しくかつ恒常的に物価が騰貴する経済では、「過去の（低い）取得原価にもとづいて計上された〔…〕減価償却費は最近の（高い）売上収益などと期間対応される結果、期間損益計算の合理性」（新井〔2002〕330頁）を維持することができなくなる。

そこで、資産を再評価することによって固定資産の帳簿価額と実際価額との乖離を解消し、切り上げられた帳簿価額にもとづく減価償却費の算定によって期間損益計算の合理性を維持することが、資産再評価制度の目的であったと解される。以下では、「適正な減価償却」をかかるとして用いることとする。

1-3 物価変動会計と資産再評価制度

前項における資産再評価制度の目的の検討では、一

般物価変動会計と個別物価変動会計の概念がやや混同していた。紙幅の制約上、以下では再評価制度に関連する範囲に限って、2つの変動会計の概念を明確にすることとする。これらは「物価変動の影響を資本利益計算に反映させる」（藤井〔2017〕115頁）という点で共通しているが、「維持すべき資本の本質を貨幣と見るか事物と見るかの相違」（藤井〔2017〕116頁）によって次のように異なる。

まず、一般物価変動会計は、「一般物価すなわち貨幣の現在購買力（current purchasing power）の変動を考慮した実質貨幣単位（現在購買力単位）で資本を維持〔することを目的とする。…そのため、（引用者、以下同様）〕一般物価変動指数にもとづいて修正された原価を収益から控除し、負債がある場合には債務者利得を加算して利益を計算〔する。…〕その結果、すべての会計数値が期末時点の実質貨幣単位で表示されることになり、会計数値間の実質的な比較が可能に」（藤井〔2017〕113-114頁）なる。つまり、一般物価水準の変動による貨幣価値の下落をすべての会計数値へ反映させることがポイントである。

これに対し、個別物価変動会計とは、「個別物価の変動を回収原価に反映させることによって企業の物的資本（physical capital）の維持を図ろうとする〔会計である。…そのため、〕利益計算に用いる原価要素を再調達原価で再評価するとともに、再評価差額を資本維持修正として資本に計上」（藤井〔2017〕114-115頁）する必要がある。ここでのポイントは、企業の保有資産の個別物価の変動に着目し、かかる変動影響額を資本維持修正として資本に計上することにある。

このように、前者と後者は異なる物価変動会計であり、それゆえ「維持すべき資本の本質」に応じて区分して適用する必要がある。しかし、イギリスの先例で見られるように、「一般物価水準変動会計〔では、…〕十分な企業会計情報が提供されない」（北川〔1992〕184頁）という懸念があり、物価変動に対応する制度設計では個別物価変動会計を用いる場合が多い。

韓国においても同様のことが指摘できる。資産再評

図表1 GDPデフレーター推移

年度	1960	1970	1980	1990	2000	2010
GDPデフレーター	0.92	4.13	24.21	47.13	77.40	100.00
騰落率(%)	—	351.5	486.0	94.7	64.2	29.2

（出所）韓国国家統計ポータルサイト（韓国銀行『国民勘定』）より作成。

価法に関する国会答弁では、同法の目的として「物価指数の急激な変動によって〔…〕資産価格を正当に表現できないであり、〔…〕貨幣価値の下落に起因する帳簿上の名目所得に対する課税を排除し、経営改善と資本蓄積を達成して経済発展に寄与する」（大韓民国国会〔1965〕13頁、財務部長官発言）ことが挙げられた。また、制度設計時は貨幣価値の下落と個別資産の物価変動に関する認識が混在した状況であった。さらに、法条文も一方で資産再評価の実施条件として生産者物価指数の25%以上上昇を規定しながら（再評価法38条）、他方では再評価額を対象資産の再評価日現在の時価にもとづくことを規定していた（再評価法8条）。

このように、資産再評価制度は急激な一般物価変動の企業会計への影響の緩和を目的としていたが、制度の設計・運営は個別物価変動会計にもとづいていた。部分的ではあるが、以上のことから、同制度は、高インフレを経験する経済における「原価主義会計の限界を認識し、それを補整する」（森田〔1979〕2頁）必要性から制定された会計制度だったことが理解できるのである。

2 先行研究のレビュー

鄭龍根〔1996〕および辛承卯〔2001〕によれば、韓国における資産再評価制度に関する研究は次のように分類できる。すなわち、①資産再評価の情報効果について分析した実証的研究（趙賢衍〔1987〕；許成寛・丁新作〔1990〕；金権重〔1997〕；白源善・宋寅萬〔2000〕など）、②資産再評価の動機について分析した実証的研究（李讖洙・潘先燮〔1992〕；鄭滂基〔1993〕；宋寅萬・崔燿〔1995〕；辛承卯〔2001〕など）、および③資産再評価制度の存廃に関して検討した記述的研究である。

①の情報効果については、趙賢衍〔1987〕が資産再評価の実施とキャッシュ・インフローとの相関関係の有無について検証を行ったが、相関関係を示す証拠は得られなかった。さらに、資産再評価が株価収益率へおよぼす影響についてもARとCARを用いて検証したが有意な結果は得られず、市場にとって資産再評価は情報としての価値がないと結論づけた。また、検証標本集団の資本金の変化を分析し、資本金の変化がある集団の残差収益が高いという結果を得たことから、現金配当力の乏しい企業ほど無償配当が可能な資産再評価を実施する傾向があると結論づけた。

これに続き許成寛・丁新作〔1990〕は、趙賢衍〔1987〕の検証では再評価の開示時点と見なす再評価着手日と市場が再評価に関する情報を得た時点とが異なっているため、資産再評価実施の開示による情報効果が確認できない点を指摘した。そこで、再評価実施の公告日を事件日と定め、その前後の株価変動が統計的に有意な超過収益率を表すか否かを検証して情報効果の有無を判断した。その結果、開示週、開示後1週目および2週目の超過収益率の係数がわずかに1%超ではあるが5%水準で有意であったため、資産再評価の開示は正の情報効果を有すると結論づけた。さらに、超過収益率の発生要因（負債比率の改善、減価償却費の増加、株当たり純利益の減少、配当性向の変動）を検証したところ、減価償却費の増加を代理する変数のみが5%水準で有意であった。かかる結果から、株価の変動は減価償却費の増加によって利益が減少し、それに伴い納税額が減少することを資本市場が評価したものであると解釈した。

これらの研究は、いずれも再評価実施決定の開示時点における株価反応について検証し、それにもとづいて情報価値の有無を判断したものである。それに対し金権重〔1997〕は、Olsonモデルより導出したモデルを用いて再評価積立金の情報価値の有無について回帰分析した。結果は、自己資本比率（12%、15%、18%）と分析期間（1991年から1994年まで）のすべてにおいて有意であった。このため、再評価積立金は株価説明力が高く、資産再評価制度によって会計情報の有用性が阻害されるという主張は成り立たないとし、資産再評価制度は廃止ではなくむしろ改善して維持すべきであると主張した。

これに対して、金権重〔1997〕と同様にOlsonモデルに依拠して回帰分析を行った白源善・宋寅萬〔2000〕の検証では、再評価積立金の情報価値を示す有意な結果は得られなかった。そしてその原因として、資産再評価を実施する経営者の正の動機（適切な減価償却費の計上を通じた適正利益の算定など）と負の動機（悪化した財務比率の改善など）とが混在するため株価への影響が中和される可能性があることをあげた。

以上、資産再評価制度の情報価値について検証した先行研究をレビューした。再評価積立金が株価に対して情報価値を有するか否かについては一貫した結果が得られていない。白源善・宋寅萬〔2000〕が指摘しているように、再評価積立金を計上した企業の財務状況に起因する正と負の動機による影響も考えられる。し

たがって、次に再評価の実施誘引に関する研究も確認する。

②の経営者の動機分析に関する研究も多く実施されており、繰越欠損金の補填、無償・有償増資による資本金の増加と借入金の調達（李謙洙・潘先燮 [1992]）、社債比率の高い企業による財務構造の改善（鄭濤基 [1993]）、減価償却費の負担の少ない企業による財務構造の改善（宋寅萬・崔燿 [1995]）、ならびに法人税の節税と財務構造の改善（辛承卯 [2001]）⁷が実施誘因として挙げられている。これらに共通しているのは、「財務構造の改善とそれを通じた資本調達上の利得」（辛承卯 [2001] 127頁）である。それ以外は、辛承卯 [2001] が指摘しているように、「減価償却資産の残存耐用年数が短いほど、短期処分予定の減価償却資産が少ないほど、短期処分予定の土地が多いほど、法人税率が高いほど、および負債比率が高いほど資産再評価の動機が大きい」（辛承卯 [2001] 150頁）など、再評価実施企業の状況によって異なることが分かる。

多くの経験的研究とともに、資産再評価制度に関する記述的研究もさかんに行われてきた。それらは、さらに資産再評価制度の廃止を主張する研究（崔炳星 [1981]；趙星河 [1984]；玄鎮権 [1995] など）と、その存続を主張する研究（申瓚秀 [1981]；金九培 [1993]；朴銘男 [1993]；宋雙鍾 [1993]；鄭龍根 [1996] など）とに分けられる。このうち、廃止を主張する諸研究における主たる論拠は、資産再評価実施の任意性とそれによる企業間会計情報の比較可能性の低下（趙星河 [1984]）、および固定資産を再評価対象としていることから生じる、債務者利得を享受する企業と債権者損失を被る国民との所得格差の増幅など（崔炳星 [1981]）である。

これに対し、存続を主張する諸研究は、再評価実施による財務構造の改善（申瓚秀 [1981]；朴銘男 [1993]）および同制度の廃止による企業と経済への負の影響（例えば、架空利益計上と企業資本維持の困難）（金九培 [1993]；朴銘男 [1993]；宋雙鍾 [1993]；鄭龍根 [1996]）などを指摘しており、それゆえ資産再評価制度の負の側面を補完して継続的に適用する必要があると規範的に論じている。

以上の先行研究から、資産再評価制度の有する情報効果に関しては一貫した検証結果が得られていないこと、実務における再評価実施目的は主に財務構造改善であること、ならびに資産再評価制度の廃止と存続の両方の意見が論じられてきたことが明らかになった。

資産再評価制度については、資本市場分析、経営者行動分析、さらに制度的意義に関する正と負の側面からの規範記述的分析など、ほぼすべての領域において研究がなされてきたが、原価主義会計の限界への「一時的な対応措置」とされる資産再評価制度が長期間に渡って適用されてきた要因とその意義に焦点を当てた制度研究はほぼ皆無である。制度的観点から同制度の形成・定着要因について分析する必要があると考えられる所以である。

Ⅲ 経済発展過程における資産再評価制度の役割

本節においては、計算構造理論をもって、経済発展の過程において資産再評価制度に期待されていた役割について検討する。

1 経済政策の負の影響の緩和

1960年代から1980年代までの韓国は、「国の威信や国内における権威の増大というような形式で、自らの動機を満足させる」（青木 [1999] 11頁）主体とされる政府が絶対的な権力をもって希少な国内資本や経営資源を限られた産業経営者へ移転することによって高い経済成長を成し遂げていった。

しかしその一方、強力に推し進められた産業政策の副作用として高インフレ、金融機関の弱体化および格差の深刻化などが批判された。例えば、政府による金融市場への介入とその役割について検証したCho [1997] (243頁) は、ほとんどの政策融資が財政資金ではなくハイパワード・マネーの拡大によって支えられたと指摘し、その結果として韓国経済が恒常的かつ不安定なインフレを経験してきたと主張した⁸。

この主張にもとづけば、韓国における恒常的かつ急激な物価上昇要因の1つはマネタリーベースの拡大政策を含む金融政策の影響によるものであったことになる。ということは、韓国政府が一方では産業政策の推進過程で生じる物価上昇を幾部容認しながら、他方ではインフレによる企業業績と財務状態への影響への対応策を講じる必要があったと推察できる。そして、その対応策の1つが資産再評価制度の制定とその継続的な適用であったと考えられるのである。

2 資産再評価制度の財務的效果

資産再評価制度の財務的效果は、物価変動を反映し

た適正な減価償却費の計上による架空利益の排除および自己金融機能の拡充と、再評価積立金の計上による資本調達への増強および規模の拡大とに区分できる。

2-1 架空利益の排除による内部留保の充実と自己金融効果の拡大

資産再評価制度の目的が適正な減価償却費の計上であったことは第Ⅱ節で述べたが、それによる財務的效果として架空利益の排除と自己金融⁹効果の拡大が期待されたと考えられる。すなわち、資産再評価の結果物価変動の影響を反映した減価償却費が計上される。それによって、貨幣価値の下落に起因する架空利益が排除され、かつ自己金融効果が拡大される結果、財務構造の健全化が図れるということである。

まず、架空利益の排除に関して検討する。既述のように、企業内で長期にわたって拘束される固定資産は物価水準の変動による影響を最も受けやすい。そのため、取得原価の配分による期間損益の算定には安定した物価水準という前提が必要となる。韓国における恒常的な高インフレは上述の通りであり、例えば、1960年から1970年まで10年間の物価上昇率は351.5%であった(図表1)。

仮に1960年に購入した固定資産を減価償却した場合、1970事業年度の売上高は1970年の物価水準を反映した金額で計上されるのに対して、減価償却費は1960年の物価水準を反映した固定資産の帳簿価額にもとづいて算定される。両者の差額をもって算定される利益には物価変動に伴って発生した利益が含まれており、これが架空利益である。架空利益を含む期間損益が算定されると、それにもとづいて納税負担が生じ、かつ配当圧力が高まることになる。その結果、企業の内部留保が減少し、最終的には企業の資本維持が困難になる。そこで、再評価を実施した固定資産の帳簿価額にもとづいて減価償却費を計上し利益を算定すれば、排除された架空利益相当額が内部留保されることになる。

さらに、もし再評価によって切り上げられた帳簿価額にもとづいて算定された減価償却費の全額が損金算入された場合、かかる損金算入額に関わる税金の納付は次期以降の会計年度へ繰り越されることになる。つまり、固定資産の「耐用年数の間に〔…減価償却費の損金算入額に相当する金額について〕『租税支払の一時的延期』が生ずる〔効果を、…〕政府から『無利子の貸付』」(高寺 [1971] 45頁)として受けたとみなす、いわゆる減価償却の租税節減効果である。韓

国における法人税の法定最高税率¹⁰が1970年の45%から2000年の28%へ徐々に低下したことを考慮しても、「租税支払の一時的延期」による効果は大きかったと考えられる。

加えて、同期間における韓国経済は恒常的なインフレを経験していたことも考慮すべき要因である。再評価により増額された減価償却費を損金算入し「政府から『無利子の貸付』」をうけた企業は、延期された租税の支払という形でそれを返済する場合に、名目額は変わらないが購買力はかなり下落した貨幣で支払うことができる(高寺 [1971] 46頁)。主に定率償却を実践してきた韓国企業にとって、「租税支払の一時的延期」は債務者利得と相まって大きな財務的メリットをもたらすものであったと推察できるのである。

次に、自己金融効果について検討する。減価償却の自己金融効果は、「膨大な減価償却の計上とその即次再投資による設備生産能力の向上」(高寺 [1971] 28頁)の側面から注目され分析されてきた(高寺 [1971] 第3章・第9章; 宮島 [2004] 第9章)。しかし果たして、再評価差額部分の減価償却もこれと同様の自己金融効果をもたらすのだろうか。再評価額まで切り上げられた固定資産の帳簿額は現金で裏付けられたものではなく、したがってかかる会計処理は経済的実態を伴わない会計上の修正に過ぎないのではないだろうか。

かかる指摘の通り、再評価実施直後の貸借対照表のみをもって判断すれば、再評価差額は会計数値上の修正に過ぎない。しかし、損益計算書を経由した期末決算処理後の貸借対照表には「現金での結末(cash consequences)」(FASB [1980] para. 50)をもって経済的実態を伴った再評価積立金が計上されることになる。以下では、資産再評価を実施する場合に主張される財務構造の健全化の仕組みを確認するため、単純化された数値例を用いて説明を試みる。

【数値例】 t期首におけるA社の機械の帳簿価額は100であり、資本金が100である。(1)当該機械の再評価実施による会計処理、(2)現金による売上計上、(3)当該機械の減価償却に伴う仕訳を示すと以下ようになる。
ただし、定額法、直接法による。単位は円である。

(1) t期首に機械を100から150へ再評価し、残存耐用年数を2年から3年へ変更した。

【仕訳】 (機械) 50 (再評価積立金) 50

(2) t期の売上高は50であり、すべて現金によるものである。

【仕訳】 (現金) 50 (売上) 50

(3) 決算をむかえ、減価償却を行う。

【仕訳】 (減価償却費) 50 (機械) 50

(4) 上記の会計処理を貸借対照表で表すと次のようになる。

【再評価前】		【再評価後】			
期首貸借対照表		期首貸借対照表		期末貸借対照表	
機械 100	資本金 100	⇒	機械 150	⇒	現金 50
			資本金 100		資本金 100
			再評価 積立金 50		機械 100
					再評価 積立金 50

数値例(1)から(3)まで1会計期間の会計処理を貸借対照表で表したものが(4)である。すなわち、再評価実施直後の期首貸借対照表の機械勘定は50円増額され150円が計上される。これに対して貸方には再評価積立金が50円計上されており、かかる50円はこの段階では経済的実態を伴わない会計上の修正に過ぎない数値である。しかし、事業を通じて当該事業年度における減価償却計上額50円を賄える収益50円が売上高として計上されたとする。すると、期末貸借対照表における再評価積立金50円は売上対価として受け取った現金50円によって裏付けられ、その限りにおいて経済的実態を伴った自己資本となる。

2-2 再評価差額の資本組入による資本調達拡大

前項では、減価償却の会計処理を通じて貸借対照表において再評価積立金が経済的に実態化することを確認した。しかし、再評価対象資産にはさらに非償却性

資産、すなわち土地、株式および立木なども含まれる(ただし、1984年以降は償却性資産のみを対象とし、1983年12月31日以前に取得した非償却性資産については1984年以降1回に限って再評価の実施を容認した)。非償却性資産の再評価による自己資本の増額は、前項のように減価償却を通じて経済的に実態化することができない。その限りにおいて、再評価積立金の資本組入は資産の含み益の会計数値上の修正に過ぎず、財務構造の健全化には結びつかなくなる。かかる問題意識にもとづき、本項では資産再評価制度の財務的効果について非償却性資産を含めて考察することとする。

具体的には、以下2つの要因を加えて考慮する。1つは、債務者利得と保有利得のオンバランスによる規模の拡大である。もう1つは、再評価積立金の計上による社債発行限度額の増額とそれによる資金調達額の拡大である。まず、債務者利得と保有利得を考慮する際に前提となるのは、高い物価上昇率および投資資金の調達源泉である。土地を含む固定資産の投資資金が自己資本によるものなのか、または他人資本によるものなのかによって債務者利得に関する考察は異なる。図表2は韓国における製造業の主要経営指標を表している。1976年から1996年までの負債比率は300%代にとどまっておらず、かつ、同期間の固定比率は200%を前後に推移していることから、韓国企業がこの時期、他人資本を財源として固定資産を調達していたことが確認できる。ここで、物価上昇率の高い経済において他人資本を用いることから生じる債務者利得を考慮する必要性が生じる。さらに、資産再評価制度は個別物価変動額を帳簿価額へ反映するものであった。したがって、個別物価変動の上昇率が一般物価変動率より高い場合に生じる資産の保有利得についても考慮する必要性が指摘できるのである。以下では、日本において資産再評価制度が広範に議論されていた時期に、同

図表2 韓国製造業の主要経営指標

(単位：%)

	1966	1976	1986	1996	1999	2006
流動比率	139.2	115.7	101.0	91.9	92.0	120.5
固定比率	101.7	205.2	223.9	237.0	202.3	115.8
負債比率	117.7	364.6	350.9	317.1	214.7	98.9

(注) 1977年までは有意標本調査方式を採用、1978年以降は国税庁法人税申告企業を対象に母集団集計方式を採用。

(出所) 韓国国家統計ポータルサイト(韓国銀行「企業経営分析」)より作成。

制度の政策的評価を試みた高寺 [1971] の分析に依りながら考察を進める。

高寺 [1971] (6頁) は、インフレーション過程において他人資本から調達した償却資産 A_1 の時価 (式1の左辺) が、 A_1 の取得にかかった負債の残高 (右辺の第1項)、当該負債の残高から生じる債務者利得 (右辺の第2項) および A_1 を保有することによって生じる保有損得 (右辺の第3項) の合計に等しいと定式化した。

$$A_1 \left(1 - \frac{k}{n}\right) (1+p) = L_1 \left(1 - \frac{k}{n}\right) + L_1 \left(1 - \frac{k}{n}\right) g + A_1 \left(1 - \frac{k}{n}\right) (p-g) \quad (式1)$$

ただし、償却方法は定額法による。

なお、 A_1 は償却資産の取得原価、

L_1 は当該資産の取得に充てられた他人資本、

n は耐用年数、 k は経過年数、

p は個別価格指数、 g は一般物価指数である。

さらに、非償却性資産に関して高寺 [1971] (8頁) は、式1における $A_1 \left(1 - \frac{k}{n}\right)$ を他人資本によって調達した非償却性資産を示す A_2 に、 $L_1 \left(1 - \frac{k}{n}\right)$ を当該資産購入のために借り入れている他人資本を示す L_2 に、 $(1+p)$ を非償却性資産の価格指数を示す $(1+p')$ に置き換えて、当該資産に関わる債務者利得と保有利得の関係を下記の式2のように表した。しかし、本稿では、後の考察の単純化のために、 $p = p'$ であると仮定した上で、式2を式3のように修正する。これにより、固定資産全体の時価は、式1と式3を合せて式4のように表すことができる。

$$A_2(1+p') = L_2 + L_2g + A_2(p'-g) \quad (式2)$$

$$A_2(1+p) = L_2 + L_2g + A_2(p-g) \quad (式3)$$

$$\begin{aligned} & \left\{A_1 \left(1 - \frac{k}{n}\right) + A_2\right\} (1+p) \\ &= \left\{L_1 \left(1 - \frac{k}{n}\right) + L_2\right\} + \left\{L_1 \left(1 - \frac{k}{n}\right) + L_2\right\} g \\ &+ \left\{A_1 \left(1 - \frac{k}{n}\right) + A_2\right\} (p-g) \end{aligned} \quad (式4)$$

資産再評価を実施することによって、固定資産の簿

価は $A_1 \left(1 - \frac{k}{n}\right) + A_2$ から $\left\{A_1 \left(1 - \frac{k}{n}\right) + A_2\right\} (1+p)$ へ引き上げられる。それに対応して債務者利得である $\left\{L_1 \left(1 - \frac{k}{n}\right) + L_2\right\} g$ と、保有利得である

$\left\{A_1 \left(1 - \frac{k}{n}\right) + A_2\right\} (p-g)$ との合計額が貸方に再評価積立金として計上され、資本金へ組入れられるのである。ただし、資産再評価に伴う会計処理がここでとどまるのであれば、前項で説明した減価償却処理によって自己金融化する再評価積立金の構成要素について確認したに過ぎない。しかし、経営者が増額された自己資本を利用して新たな経営資金を調達し再び固定資産へ投下するなら、再評価積立金によって企業の規模は拡大し、自己資本もさらに増強することになる。

次に、2つ目の要因である再評価積立金計上による社債発行限度額の増額とそれを用いた資金調達の拡大について考察する。韓国商法における社債の発行可能額は、資本金と準備金の合計額の1倍から2倍 (1984年改正)、4倍 (1995年改正) へ増額されてきた。すなわち、積立てられた再評価差額の1倍から4倍まで資本市場からの起債が可能となる。もし、経営者が切り上げられた起債可能額まで資金を調達し、かかる調達額を再び有形固定資産へ投下するとしよう。そして、再び当該固定資産を再評価すれば、式5の R の相当額が再評価積立金としてさらに積立てられる。

$$R = \left[\frac{\left\{L_1 \left(1 - \frac{k}{n}\right) + L_2\right\} g + \left\{A_1 \left(1 - \frac{k}{n}\right) + A_2\right\} (p-g)}{\left\{A_1 \left(1 - \frac{k}{n}\right) + A_2\right\} (p-g)} \right] \times xp \quad (式5)$$

ただし、 $p > g$ であると仮定する。

なお、 x は、起債可能倍数。

再評価時期は、1983年までが1、

1984年から1994年までが2、

1995年以降が4である。

こうした【資産再評価→再評価差額の積立→資本の調達→固定資産への投資→資産再評価】の企業行動が限りなく続くと仮定すれば、最終的には、

$\left[\frac{\left\{L_1 \left(1 - \frac{k}{n}\right) + L_2\right\} g + \left\{A_1 \left(1 - \frac{k}{n}\right) + A_2\right\} (p-g)}{\left\{A_1 \left(1 - \frac{k}{n}\right) + A_2\right\} (p-g)} \right] \div (1-xp)$ に相当する金額が企業内部に蓄積されることになるのである。図表1で確認したように、韓国の1970年1980年代には10年間で物価が300%以上上昇していた。そうした経済において、資産再評価制度は単なる会計数値上の修正にとどまらず、資本金の増額

を通じて他人資本をさらに調達することによって、経済的実態を伴った企業の規模の拡大へ貢献したと解される。

以上、資産再評価制度の財務的効果について考察を行った。資産再評価制度は、経済政策を推進する過程で生じ得る負の影響を緩和する役割を担うと同時に、経済政策の担い手である企業の財務構造の健全化および資本蓄積の観点から重要不可欠な会計制度であったことが確認された。

IV 会計制度としての定着要因

前節まで、資産再評価制度の目的およびその効果などの検討を通じて韓国経済発展過程における同制度の必要性および役割について確認し、その結果、資産再評価制度は意図した目的を達成できたと評価された(上場協 [1994]; 全春玉 [1998])。ただしここで、「ある社会問題を解決しようとする場合に、たとえ明確な目的を設定し、かつ、その目的を達成するための手段を慎重に選択しつつ行動したからといって、予定された結果がいつに得られるとはかぎらない。予定された結果を得るためには、それを可能にする客観的条件の存在が不可欠となる」(藤井 [1997] 17頁)という点に留意する必要がある。すなわち、「客観的条件の存在」という可能性の側面からも同制度を考察することが求められるのである。

以下では、韓国において資産再評価制度が定着し、予定された結果が得られた「客観的条件」の1つとして、「企業金融をベースとした会計環境要因」(徳賀 [2000] 100頁)に焦点を当てて検討する。

1 会計環境要因としての資金提供者

会計制度の形成要因の1つとして、「企業金融の形態とそれと密接な関係を有するコーポレート・ガバナンスのあり方」(徳賀 [2000] 100頁)が挙げられる。さらに、「会計の内容にとってより重要な要因となるのは、[...] 資金提供者が投資を行うのか、与信を行うのかという相違で」(徳賀 [2000] 103頁)あるとされる。図表3は、1975年から2005年までの韓国企業の資金調達源泉別の比率を表している。これを見ると、国外調達が多かった1975年と金融危機の影響が最も大きかった1998年を除けば金融機関からの借入金の割合は概ね30%から50%の間を推移しており、韓国企業の主要な資金提供者は与信を行う銀行であったことが確

認できる。

韓国では、1954年に制定された銀行法にもとづきソウル銀行・朝興銀行・第一銀行・韓国商業銀行・韓一銀行の5大都市銀行が民間金融機関として設立されていた。しかし、軍事政権の樹立(1961年)以降、「金融機関に対する臨時措置法」および「不正蓄財環収手続法」が制定・施行され、資産家所有の銀行の株式が国庫へ帰属された¹¹。これにより、政府が5大都市銀行の最大株主となり、銀行の人事権や経営権を掌握するようになった。

図表3 韓国企業の資金調達構造 (単位：%)

区分	1975	1985	1995	1998	2005
内部資金	18.4	37.5	31.5	53.7	50.7
純貯蓄	(38.2)	(32.9)	(27.8)	(▲47.5)	(40.3)
固定資産減価償却	(60.9)	(65.6)	(71.1)	(144.9)	(55.3)
外部資金	81.6	62.5	68.5	46.3	49.3
借入金	(21.1)	(46.7)	(31.8)	(▲56.6)	(30.5)
会社債	(0.9)	(13.4)	(15.3)	(163.9)	(7.8)
株式	(7.6)	(6.5)	(14.4)	(48.2)	(19.8)
国外調達	(22.7)	(5.1)	(6.2)	(▲15.4)	(1.4)
*その他	(47.7)	(28.1)	(32.4)	(▲40.1)	(40.5)

(注) () : 資金を占める割合である。*その他：政府融資、企業間信用などを含む。

(出所) 韓国銀行 [2007] 「統計編」より作成。

すなわち、韓国政府が「銀行を所有し、金利を管理し、大部分の融資の融資先を指導」(Cho [1997] 256頁)していたため、銀行には与信者としての役割を期待できなかった。さらに、政策金融(図表3の“その他”)の規模などを考慮すると、政府が資金提供者として最も重要な役割を果たしていたと考えて間違いないであろう。そうした国においては、「政府がコーポレート・ガバナンスに大きく関与しているため、分配裁定(特に、課税所得の算定)および国家の経済計画のための会計データが要求される。[...なお、] 財務公開に対する社会的ニーズは大きくない」(徳賀 [2000] 103頁)とされる。

経済政策を推進する過程において、「政策の成否判断」(徳賀 [2000] 109頁)にもとづいて会計制度が設計されてきたことを鑑みると、資産再評価制度が制度として定着し、意図された目的が達成できた「客観的条件」の1つとして、政府が企業金融の最も重要な資金提供者であったことが考えられるのである。

図表4 韓国証券取引所上場企業の所有者別株式保有比率（株式数）（単位：％）

年度	政府等	金融機関	証券会社	保険会社・その他法人*	個人	外国人
1965	55.3	8.5	6.6	9.0	20.4	0.2
1975	13.9	8.1	6.3	17.7	52.9	1.0
1985	0.4	7.1	7.4	30.0	52.5	2.6

年度	政府等	金融機関	証券・投信 保険・基金	一般法人**	個人	外国人
1995	8.0 (1.9)	12.0 (0.2)	20.0 (0.7)	13.4 (4.9)	36.4 (4.6)	10.1
2004	6.4 (0.1)	10.6 (1.2)	8.4 (3.0)	19.0 (7.0)	34.2 (4.6)	22.0

(注) () は、最大株主の割合である。

*: 「その他法人」とは、機関投資家として指定されていない一般法人、各種基金および非法人団体を指す（韓国証券取引所 [1991] 4頁）。

**：「一般法人」とは、機関投資家として指定されていない法人であり、与信専門金融機関であるクレジット・カード会社、リース会社、割賦金融会社、信用協同組合および非法人団体が含まれる（韓国証券取引所 [2004] 29頁）。

(出所) 韓国証券取引所『証券統計年報』より作成。ただし、最大株主状況は、市場協のデータベース「最大株主（1993～2012）」より筆者集計。

2 資本市場における情報利用者の状況

韓国資本市場における資本投資家のうち、銀行以外の機関投資家¹²に関しては、「多数の証券会社と保険会社が大規模企業集団の系列会社で」（李濟垣 [1998] 179頁）であったことが指摘されている。『証券調査年報』にもとづいて集計した結果、韓国証券取引所への登録会員証券会社は、1981年に27社、1991年は31社であったが、そのうちそれぞれ13社、14社が大規模企業集団の系列会社であった。その上、大規模企業集団の系列証券会社の株式取引代金の比率は、1981年に65.4%、1991年に63.5%を占めており、資本市場におけるこれらの証券会社の影響力が相対的に大きかったことが推察される。

また、1980年代までは外国人投資家の株式保有比率は非常に低かったが（図表4）、それは外国人による資本市場への投資が厳密に制限されていたためである。1990年代に入り企業活動や金融の国際化が進む中、外国人投資家による上場企業の株式取得制限は徐々に緩和された。具体的には、1992年1月に10%、1996年10月に20%、1997年12月に55%まで容認された後、1998年の外国人投資促進法の制定により取得制限が解除された（Song et al. [2003] pp.69-70）。こうした推移から1998年に金融危機が勃発するまでは、韓国資本市場における外国人投資家の影響力が極めて限られたものであったと推察できるのである。

以上、会計制度の形成環境要因の1つとして資金提供者（与信者と機関投資家）に焦点を当てて検討した。その結果、政府が企業金融の最重要資金提供者として会計制度へ多大な影響を及ぼしており、期待される会計制度の役割が経済政策への貢献とその成否判断にあったことが確認できた。さらに、政府による会計制度設計に対して牽制ができるような集団、すなわち機関投資家や外国人投資家などの情報利用者の不在が2つ目の要因であったと考えられる。

V おわりに

本稿では、金融危機時に国際的な会計水準を満たさない会計処理であると批判され廃止された資産再評価制度を題材に、金融危機以前の韓国会計制度に関する分析を試みた。それは、資産再評価制度に対する単なる批判に終わらず、逆に同制度が40年間継続できた要因を分析することによって、経済開発を推進する過程で会計制度にどのような役割が期待されるのかについて分析できると考えたためである。

これまでの考察から、資産再評価制度が形成され定着できた内部環境要因の1つとして、経済開発を推進する過程で韓国経済が経験していた継続的かつ慢性的な高インフレが確認できた。資産再評価制度は、かかる経済において原価主義会計が有する短所を補完するために適用されたものであり、物価上昇分を反映した

減価償却費を算出することで架空利益を排除して内部留保の充実化を促進し、かつ自己金融効果を通じた資本蓄積を促した。

さらに、韓国で資産再評価制度が定着し、予定された結果が得られた「客観的条件」として、企業金融を通じた政府のコーポレート・ガバナンスが可能であったことと、金融危機以前の韓国資本市場における機関投資家または純投資目的の資本投資家の影響力が低かったことが挙げられた。これらの条件から、会計制度設計に影響を及ぼしていた主体として政府と経営者が想定でき、徐々に「経済政策の成否」（徳賀 [2000] 109頁）としての会計情報の役割も期待されていたと考えられる。そしてその結果として、原価主義会計と資産再評価制度という相容れない性質（すなわち、原価評価と時価評価）を持つ制度が長期間にわたって併存することが可能になったのであろう。

本稿の貢献としては次の3つが挙げられる。まず、制度派理論を援用して資産再評価制度を必要性と可能性の側面から分析したことにより、同制度が40年間継続的に適用されてきた環境要因を明らかにした。そして、資産再評価制度はただ単に「国際的な会計水準を満たさない韓国特殊な会計処理」ではなく、韓国の経済的環境に適したGAAPとして一定期間にわたって必要であったことを明らかにした。2つ目に、高度成長期における経済的および制度的な特性を分析したことによって、発展途上国において会計制度に期待される役割を明らかにした。最後に、資産再評価制度が廃止に至ったのは経済的発展に伴う資本市場の発達や経済の国際化に伴う諸変化に応じる必要があったためであると、経済発展段階に応じた会計制度変化の本質的な性格を明らかにすることができた。

しかしながら、本稿における考察は主に関連文献や統計資料などにもとづいて行われたため、経済発展過程における資産再評価制度の貢献を計量的に検証するまでには至っていない。財務情報を用いた計算事例にもとづく資産再評価制度の財務的効果の分析については今後の課題とする。

¹ 会計制度改革時に制定・改正された会計基準は、金融商品・リース会計・資産の分類・不良債権の処理・資産再評価・外貨換算・損益の認識・結合財務諸表基準などであった（金融監督院 [2002] 261頁）。

² 有形固定資産の評価方法は、K-IFRSの適用によっ

て、再評価モデルと原価モデルから選択適用できるようになった。これにより、「K-IFRSの採択による新たな資産再評価制度」（崔国鉉・孫ヨジン [2011] 1頁）の価値関連性または有用性に関する研究が多く行われている。しかし、本稿では、もっぱら韓国の成文法によって適用されていた資産再評価制度に焦点を当てて議論を進める。

³ 再評価実施条件は次のように改定されていった。第3次法の制定時は、直前の再評価実施日以降2年が経過することであったが、5年へ変更された後2年へ取り戻された。その後、生産者物価指数の25%以上上昇を条件へ1974年に改定された。

⁴ ただし、1983年12月31日以前に取得した非償却性資産については1984年以降1回に限って再評価の実施が認められていた。なお、資産再評価対象資産は次のように変化してきた。第1次（1958年）は、非償却資産を含む事業用資産、すなわち土地、有形無形減価償却資産、株式・出資および立木を対象としていた。第2次（1962年）は、事業用資産および負債を対象としていた。第3次（1965年）は、非償却資産を含む全ての事業用資産、すなわち有形無形減価償却性資産、土地、株式および立木であった。しかし、1984年の施行令改正によって再評価対象資産は、土地を除く、事業用有形無形減価償却性資産、株式、立木となった。

⁵ 時価鑑定額とは、大統領令によって指定された金融機関およびその他機関による時価鑑定書額を意味する（再評価法7条）。

⁶ 再評価積立金の処分は、当初、再評価税の納付および資本金への組入のみに限定されていたが、1974年12月の改正以降、繰越欠損金の補填および外貨換算調整勘定との相殺が認められるようになった。

⁷ 経営者の財務構造の改善誘因は、資産再評価が会計実務として定着されている豪州においても確認されている（Whittred and Chan [1992]；Easton et al. [1993] など）。

⁸ 韓国の経済成長期において、ハイパワード・マネーの拡大によって恒常的かつ不安定なインフレが続いたという主張に関する確認は、本論文における議論の拡散を防ぐため、Cho [1997] に譲ることとする。本稿では、韓国における1960年から2010年までのマネタリーベースと名目GDPの推移を確認できる資料を提示することにとどめる。

脚注表1 マネタリーベースと名目GDPの推移
(単位：兆ウォン)

	1960	1970	1980	1990	2000	2010
*M1	0.02	0.3	4.8	44.1	196.7	427.8
**M2	0.03	0.8	13.1	145.6	707.7	1,660.5
名目 GDP	n.a.	2.8	39.1	191.4	603.2	1,173.3

(注) *：現金通貨と要求払い預貯金（MMFを含む）を合計したもの。**：M1に国内銀行等に預けられた預貯金，および市場型金融商品等を合計したもの。

(出所) 韓国国家統計ポータルサイト 韓国銀行「通貨金融統計」より作成。

⁹ 自己金融とは、「経営活動を通じて企業内部において増殖した資本ないし資金を利用すること〔である。…〕その典型的なものが利益留保である〔が、…〕広義に解釈すれば、減価償却も自己金融の一つである。〔…すなわち、〕減価償却費は費用ではあるが、現金支出を伴わない。〔…〕したがって、十分な収益を前提とすれば、収益から減価償却費を差し引くことは、固定資産に投下された原価がそれだけ貨幣資産の形で回収されることに他ならない」（万代 [2007] 615頁）。本論文においては、自己金融を、減価償却を含む広義の自己金融として用いることとする。

脚注表2 韓国法人税率の変遷

区分	1970	1980	1990	2000	2010
非公開 法人	25%~45%	20%~40%	20%~	16%~	10%~
公開 法人	15%~25%	20%~35%	34%	28%	22%

(出所) 企画財政部 [2010b] より作成。

¹⁰ 韓国における法人税の法定最高税率は、脚注表2のように変化してきた。

¹¹ 各都市銀行の国庫帰属株式比率（1961年基準）は、ソウル銀行が39.7%，朝興銀行が46.7%，第一銀行が67.9%，韓国商業銀行が41.5%，および韓一銀行が64.0%であった（朝興銀行 [1997] 267頁）。こうした保有比率から、政府が銀行の経営に対して絶対的な影響を及ぼしていたと推察できる。

¹² 韓国における「機関投資家」の範囲は、証券会社、保険会社、投資信託および銀行（特殊銀行、農・水・畜協中央会を含む）、相互貯蓄銀行、政

府管理基金および民間基金などである（韓国法人税法施行令17条1項）。

【参考文献】

- Aoki, M. [2001], *Toward a comparative Institutional Analysis*, The MIT Press, 瀧澤弘和・谷口和弘訳 [2001]『比較制度分析に向けて』NTT出版。
- Cho, YoonJe [1997], 「韓国の政府介入，レント配分と経済発展」，青木昌彦・金澄基・奥野正寛編『東アジアの経済発展と政府の役割』日本経済新聞社，235-259頁。
- Easton, Peter D., Peter H. Edey, and Trevor S. Harris [1993] “An investigation of Revaluations of Tangible Long-Lived Assets,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 31 Supplement 1993, pp. 1-37.
- FASB [1980] *Objectives of Financial Reporting by Nonbusiness Organization*, SFAC No. 4, 平松一夫役「非営利組織体の財務報告の基本目的」平松一夫・広瀬義州訳 [2002]『FASB財務会計の諸概念〔増補版〕』中央経済社，145-194頁。
- Song, I.M., E.B. Douthett and K.Y. Jung [2003] “The Role of Accounting Information in Stock Market Liberalization: Evidence from Korea”, *Advances in International Accounting*, Vol. 16, pp.67-84.
- Whittred, G. and Y. Kai Chan [1992] “Asset Revaluations and the Mitigation of Underinvestment,” *ABACUS*, Vol. 28, pp. 58-74.
- 青木昌彦 [1999] 「官僚制多元主義国家と産業組織の共進化」青木昌彦・岡崎哲二・奥野正寛編著『市場の役割 国家の役割』東洋経済新報社，3-27頁。
- 新井清光 [2002]『新版財務会計論〔第6版〕』中央経済社。
- 大日方隆 [1994] 「理論的検討」斎藤静樹編著『企業会計における資産評価基準』第一法規，101-255頁。
- 北川道男 [1992]『英国会計制度の国際化－会計責任の解明－』高文堂出版社。
- 醍醐 聰 [2007] 「減価償却」安藤英義・新田忠誓・伊藤邦雄・廣本敏郎編集代表『会計学第辞典〔第五版〕』中央経済社，403-404頁。
- 高寺貞男 [1971]『会計政策と簿記の展開』ミネルヴァ書房。
- 徳賀芳弘 [2000]『国際会計論－相違と調和－』中央経済社。
- 藤井秀樹 [1997]『現代企業会計論－会計観の転換と

- 取得原価主義会計の可能性-』森山書店。
- [2012]「財務報告の制度」広瀬義州・藤井秀樹編著『財務報告のフロンティア』中央経済社、37-67頁。
- [2017]『入門財務会計〔第2版〕』中央経済社。
- 辺真一・許仁政 [2002]『韓国経済ハンドブック』全日出版。
- 宮島英昭 [2004]『産業政策と企業統治の経済史-日本経済発展のミクロ分析-』有斐閣。
- 森田哲彌 [1979]『価格変動会計論』国元書房。
- 【韓国語参考文献】**
- 韓国銀行 [2007]『我が国の資金循環勘定の理解』韓国銀行。
- 韓国上場会社協議会(上場協) [1994]『資産再評価制度の存廃に関する研究』韓国上場会社協議会。
- 韓国証券取引所『証券統計年報』韓国証券取引所。
- [1991]「1990年末上場法人の株式分布状況分析」『株式』第272号、3-34頁。
- [2004]「2003年度株式分布状況調査」『株式』第428号、27-28頁。
- 企画財政部 [2010]『租税概要』企画財政部。
- 金融監督院 [2002]『韓国企業会計制度の発達とその展望』金融監督院。
- 会計制度特別委員会 [1998]「会計制度の改善案」(金融監督院報道資料1998年5月28日)。
- 許成寛・丁新作 [1990]「資産再評価の開示の情報効果及びその要因」『会計学研究』第10巻第1号、19-33頁。
- 金九培 [1993]「資産再評価法に対する会計学的側面からの検討」『上場協』第28号、39-52頁。
- 金権重 [1997]「資産再評価と会計情報の有用性に対する実証的分析」『会計学研究』第22巻第1号、37-57頁。
- 玄鎮権 [1995]『資産再評価制度の評価及び改善方向』韓国租税研究院研究報告書。
- 崔国鉉・孫ヨジン [2011]「K-IFRSの資産再評価が企業価値及び財務分析家の利益予測の正確度に及ぼす影響」『会計ジャーナル』第20巻第4号、57-90頁。
- 崔炳星 [1981]「資産再評価制度が会計に国民経済に及ぼす影響」『上場協』第4号、38-50頁。
- 申瓊秀 [1981]「資産再評価の実態分析及び改善方案」『上場協』第4号、51-62頁。
- 辛承卯 [2001]「企業の租税関連特性が資産再評価の意思決定に及ぼす影響」『会計学研究』第26巻第1号、127-151頁。
- 全春玉 [1998]「資産再評価を用いて経済危機の克服を」『月刊上場』1998年2月、14-15頁。
- 宋寅萬・崔燿 [1995]「資産再評価の動機及び株価反応」『経営学研究』第24巻第3号、175-211頁。
- 宋雙鍾 [1993]「資産再評価法の法律・制度的側面からの検討」『上場協』第28号、25-38頁。
- 朝興銀行 [1997]『朝興銀行百年史』。
- 対外経済政策研究院 [1996]『OECD加入の分野別評価と課題』対外経済政策研究院。
- 大韓民国政府 [1993]『新経済5ヵ年計画(93~97年)-参与と創意による新たな跳躍を-』大韓民国政府。
- 趙賢衍 [1987]「資産再評価の情報有用性に関する研究」『経営学研究』第9号、141-162頁。
- 趙星河 [1984]「資産再評価制度の再検討および一般物価水準会計の導入」『上場協』第10号、79-92頁。
- 鄭濤基 [1993]「我が国の資産再評価制度および上場企業の資産再評価実態に関する実証的研究」『税務学研究』第4号、241-268頁。
- 鄭龍根 [1996]「我が国の資産再評価制度の廃止論」『会計ジャーナル』第5巻第2号、59-82頁。
- 白源善・宋寅萬 [2000]「純資産のcleannessの減少項目の価値評価:再評価積立金、繰延資産および資本調整を中心に」『会計学研究』第25巻第1号、10-20頁。
- 朴銘男 [1993]「資産再評価法が企業経営に及ぼす影響」『上場協』第28号、11-24頁。
- 南相午・鄭雲午 [2007]『会計理論〔第5版修正版〕』茶山出版社。
- 李濟垣 [1998]「上場会社における機関投資者の役割」『商事法研究』第17巻第1号、161-201頁。
- 李識洙・潘先燮 [1992]「資産再評価の誘因に関する研究」『会計学研究』第14巻第1号、49-75頁。
- 【参考ウェブサイト】**
- 韓国国家統計ポータルサイト <http://kosis.kr/>
- 韓国国家法令情報センター <http://www.law.go.kr/>